

# 2019 年度 島根県 事業計画

都道府県法人番号

1000020320005

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
<b>強化事業</b>			
強化事業(各メニュー合計)	720	500	1,220
<b>推進事業及び活性化事業</b>			
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	20	20
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	-	747	747
4.消費生活相談体制整備事業	-	4,077	4,077
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	1,478		1,478
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	11,424	11,184	22,608
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	13,622	16,528	30,150

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	114,698
都道府県予算	70,316
管内市町村予算総額	44,382
支出等額(強化事業(交付金)を除く)	28,930
支出等割合(強化事業(交付金)を除く)	25%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ( )
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ( )

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

今年度都道府県及び市町村が実施する強化事業(交付金)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県		市町村	
	事業経費	交付金対象経費	事業経費	交付金対象経費
1. (1)①消費者安全確保地域協議会の構築等				
1. (1)②障害者に対する消費生活相談の整備				
1. (1)③食品ロス削減の取組				
1. (1)④倫理的消費の普及・促進				
1. (1)⑤消費者志向経営の普及・促進				
1. (2)①地方公共団体における法執行体制の強化				
1. (2)②若年者への消費者教育の推進	600	300	1,000	500
1. (2)③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備	841	420		
1. (2)④風評被害の防止のための取組				
1. (2)⑤公益通報者保護制度の推進				
1. (2)⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援				
1. (2)⑦原料原産地表示の普及・啓発				
1. (2)⑧消費税率引上げ及び軽減税率制度導入への対応				
1. (2)⑨ギャンブル等依存症対策に係る取組				
1. (2)⑩高度情報化社会に対応した消費生活相談対応の実施				
2. ①国が指定する研修への参加				
2. ②国が指定するテーマで研修の開催				
合計	1,441	720	1,000	500

## 別表2

## 都道府県実施事業分(推進事業及び活性化事業)

## 1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			31年度 本予算	30年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)						
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	市町村の窓口支援を目的とした県消費生活相談員の研修参加支援事業、巡回相談事業	1,478	-	1,478		・消費生活相談員研修参加経費、旅費 ・巡回相談旅費
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	ICTを活用した市町村消費生活相談窓口支援事業、見守りネットワークの構築、マスメディアによる消費者被害防止等啓発、消費者教育人材育成	3,212	2,694	518		・マスメディアによる啓発実施経費 ・研修等の開催・参加経費 ・遠隔消費生活相談(市町村支援)の実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	消費生活相談員育成事業、消費者団体教育機能強化事業、消費者団体ネットワーク化推進事業	8,001	3,411	4,590		・講演会、講座等開催経費 ・消費者団体の消費者市民教育活動経費
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	法執行研修参加、食品関係事業者向け研修会	211	211	-		・研修会等の開催・参加経費
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		12,902	6,316	6,586	-	

## 2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県	(既存) (強化)
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存) (強化)
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存) (強化)
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存) (強化)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存) (強化)
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存) (強化)
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存) (強化)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存) (強化)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域が多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存) (強化)
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存) (強化)
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存) (強化)
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存) (強化)
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存) (強化)

なし

- ・市町村の支援を目的として消費者行政担当者(相談員)のレベルアップのための研修会への参加を引き続き支援
- ・市町村消費生活窓口における担当者の相談技術水準向上のために県センター相談員が巡回訪問を行う回数を増加し、支援を強化
- ・消費者被害注意情報は記者室への投げ込みにとどまっていた。
- ・その他下記事業はなし。
- ・消費生活相談員のいない町村及び勤務しない日のある市を対象に、遠隔相談システムを導入し、相談業務を支援する。
- ・市町村における地域見守りネットワークの構築を促進するため、研修会や関係資料を作成・配布する。
- ・スマホアプリを利用した緊急消費者被害注意情報により、広く消費者に対して注意喚起を行う。
- ・職員に消費者教育の技術と知見を培う研修を受講させるとともに、教員を国民生活センター研修に派遣して、県内でのフィードバック研修講師として養成する。

- ・県内各地の消費者団体と意見交換を行う。
- ・下記事業についてはなし

- ・国家資格受験対策講座を県央部で開催し、県内各地の消費生活に関する専門的人材を育成する。
- ・将来的な適格消費者団体を見据え、消費者団体のネットワーク形成を促進する。
- ・消費者団体を地域の消費者教育の担い手として、消費者市民社会に資する教育活動を支援する。

- ・法改正に対応した法執行を強化するため、研修会に参加する。

- ・法執行強化のため研修参加を継続する。
- ・食品の不適正な表示により消費者の利益が害されることを防止するため、飲食店の経営者や従業員を対象としての研修を実施する。

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望（都道府県分。該当する場合に記載）

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業（都道府県分。該当する場合に記載）

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領、地方消費者行政活性化基金管理運営要領の各別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

## 別表3

## 管内市町村実施事業分(推進事業及び活性化事業)

(単位:千円)

## 1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			31年度 本予算	30年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	雲南市	20	20			
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	大田市、安来市、江津市、雲南市	747	747			
⑧消費生活相談体制整備事業	益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市	11,552	4,077			
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	松江市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐の島町	9,730	8,627			
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	出雲市、大田市、安来市、江津市、津和野町	2,557	2,557			
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		24,606	16,028	-	-	

**2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望（管内市町村分合計。該当する場合に記載）**

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 年間研修総日数 人 人日	実地研修受入人数 年間実地研修受入総日 人 人日

**3. 消費生活相談体制整備事業（管内市町村分合計。該当する場合に記載）**

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
5 人	7,812 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
1 人	
対象人員数計	追加的総費用
6 人	11,552 千円

別表4

交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支予算額(基金活用分は除く)

交付金分	28,930	千円
うち都道府県分	12,902	千円
うち管内の市町村合計	16,028	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	-	千円
うち都道府県分	-	千円
うち管内の市町村合計	-	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	53,234	69,770	70,316	17,082	546
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	-	720	千円	720
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	15,947	12,902	千円	-3,045
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	-	-	千円	-
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	-	-	千円	-
うち先駆的事业	千円	-	千円	千円	-
うち交付金等対象外経費	53,234	53,823	56,694	3,460	2,871
②管内の市町村の消費者行政予算総額	12,091	38,623	44,382	32,291	5,759
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	-	500	千円	500
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	16,354	16,028	千円	-326
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	7,844	4,077	千円	-3,767
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	-	-	千円	-
うち先駆的事业	千円	-	千円	千円	-
うち交付金等対象外経費	12,091	22,269	27,854	15,763	5,585
③都道府県全体の消費者行政予算総額	65,325	108,393	114,698	49,373	6,305
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	-	1,220	千円	1,220
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	32,301	28,930	千円	-3,371
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	7,844	4,077	千円	-3,767
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	-	-	千円	-
うち先駆的事业	千円	-	千円	千円	-
うち交付金等対象外経費	65,325	76,092	84,548	19,223	8,456

#### 4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	-	人
うち都道府県		人
うち管内市町村		人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	-	人
うち都道府県		人
うち管内市町村		人
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	-	千円
うち都道府県		千円
うち管内市町村		千円
④③を含めた交付金等対象外経費	84,548	千円
うち都道府県	56,694	千円
うち管内市町村	27,854	千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合※	25	%
うち都道府県	18	%
うち管内市町村	36	%

※交付金等支出額は、強化事業分及び先駆的事業分を除いたもの

## 5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	150,000	千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	-	千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	-	千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	-	千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	-	千円

## 6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	10	人	今年度末予定	相談員総数	10	人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人		今年度末予定	相談員数	人	
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	10	人	今年度末予定	相談員数	10	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人		今年度末予定	相談員数	人	

## 7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	
③就労環境の向上	
④その他	

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
		該当なし			
		計	0		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。